

## 第3章 総務省が行う評価

**問9 総務省は複数府省にまたがる政策の評価を行うこととされていますが、これについて教えてください**

### **問9-1 複数府省にまたがる政策の評価とは？**

総務省行政評価局は、政策を所掌する各府省とは異なる立場から、各府省では行うことのできない又は十分に達成できない評価として、複数府省にまたがる政策について、政府全体の統一性または総合性を確保するための評価を行っています。

### **問9-2 具体的にはどのようなものを対象に評価を行うのですか？**

複数府省にまたがる政策の評価については、

- ・法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策
- ・行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策
- ・複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの

などについて重点的かつ計画的に実施することとしており、「行政評価等プログラム」の中には今後3年間に実施するテーマを定めるとともに、毎年度、情勢の変化を踏まえて見直しを行うこととしています。

### 問9-3 評価の結果はどのようになるのでしょうか？

複数府省にまたがる政策の評価の結果及び意見については、関係府省において政策への反映が図られており、総務省がその状況についてフォローアップを行っています。また、勧告したときは、当該府省に対し、その勧告に基づいて取った措置について報告を求め、政策への反映状況を調査し、関係府省と協力して、政策への反映を推進していきます。

#### 【複数府省にまたがる政策の評価の例】

##### 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21. 5. 26 勧告)

【勧告先】内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省

##### 調査の観点

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

##### 調査結果

配偶者暴力防止法の制定以降、国・地方公共団体等における体制の整備が進み、被害者からの相談件数や被害者の一時保護件数が増加するなど、一定の効果が発現  
しかし、①政策効果を測定するための基礎的指標の把握、②被害者の保護及び自立を促進するための各種支援措置、③関係機関の連携を促進するための連絡協議会の構成などに不十分な点あり

##### 勧告

①市町村が受け付けた相談件数等の政策効果測定指標の的確な把握、②被害者の一時保護機能及び自立支援の充実、③関係機関の連携の推進 等

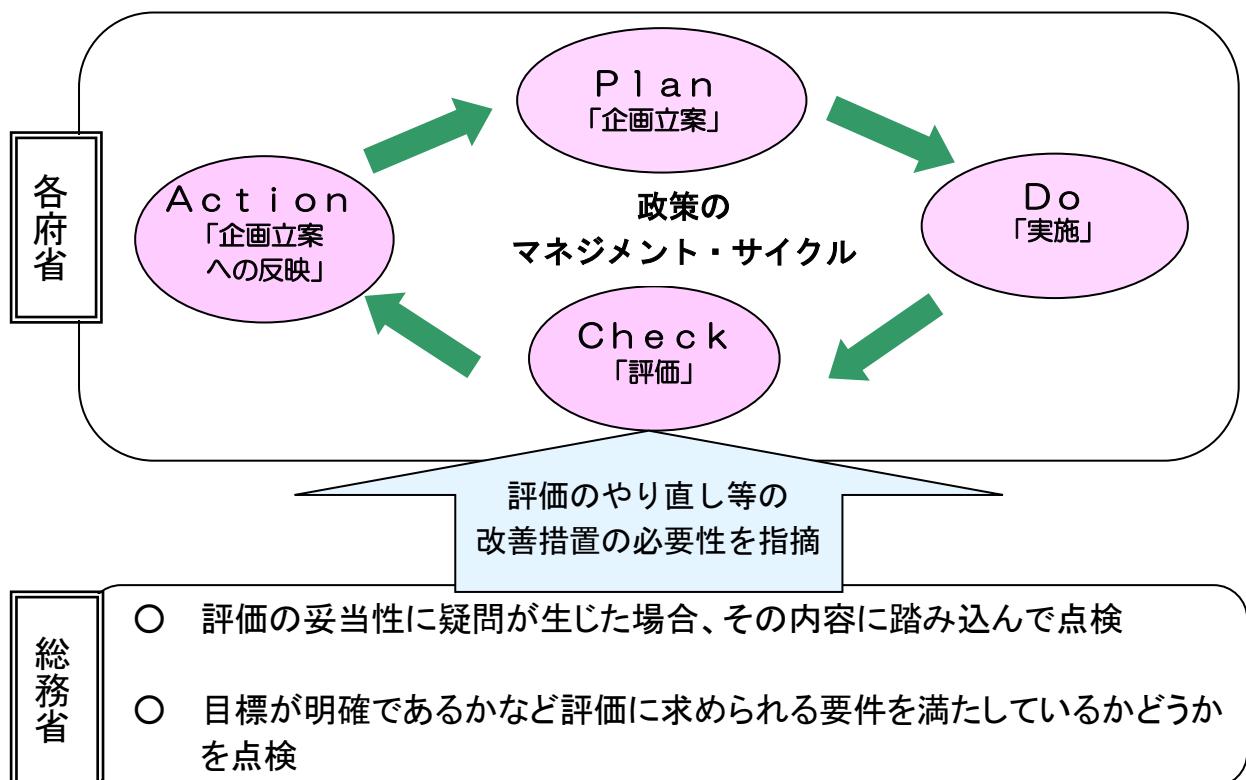
##### 政策への反映

- 平成 23 年 2 月から、全都道府県・市町村を対象に相談の受付体制、窓口開設状況等に関する調査を実施
- 被害者の就業の促進や住宅の確保等の取組の充実
- 平成 23 年 2 月から、全都道府県・市町村を対象として、関係機関の連絡協議会や意見交換・情報共有の場への官民の関係機関の参加状況について調査を実施

問 10 総務省は各府省の評価の点検活動を行うこととされていますが、これについて教えてください

## 点検活動

各府省が実施した政策評価について、評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し・改善を目指して、次の活動を行っています。



## 評価のやり直し等の改善措置の例

### 事例1: 水道水源開発施設整備事業(忠別ダム)[北海道]

水道水の需要の基礎となる旭川市の将来人口推計が過大なのではないかとの指摘を行った。

厚生労働省が評価をやり直したところ、将来人口推計が下方修正され、関連施設(浄水施設、導水施設、送水施設、配水施設)の規模の見直しが行われた結果、**約42.5億円の事業費が削減**された。

### 事例2: 一般国道338号 長後バイパス[青森県]

計画交通量の算定に当たっての迂回交通量(当該バイパスの完成により、その迂回路となっている道路から移ってくる交通量)の推計に誤りがあるのではないかと指摘を行った。

国土交通省が評価をやり直したところ、計画交通量が下方修正され、設計条件見直しなどが行われた結果、**約4億円の事業費が削減**された。